

[\[TOP\]](#) [\[項目Index\]](#) [\[所属Index\]](#)[資源循環推進課ホームページ](#)

千葉県西・中央地域エコタウンプラン

～資源循環型社会づくりを目指して～

千葉県西・中央地域エコタウンプラン策定の背景～環境産業による地域振興～

地球的規模にまで進展した環境問題や資源エネルギー問題の解決を図るため、天然資源を消費し、環境への負荷が大きいこれまでの社会経済システムから資源循環型の社会経済システムへの転換を目指し、あらゆる廃棄物を限りなくゼロに近づける「ゼロエミッション構想」を推進していくことが求められています。

国では、このような社会的背景を受けて、平成9年度に、地域の産業蓄積等を活かした環境産業の振興を通じた地域振興、及び地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的とする「エコタウン事業」を創設しました。

一方、本県においても、廃棄物の埋立処分場の確保が年々困難になるなど、從来の廃棄物処理システムの転換を図ることが重要な課題となっています。

こうした課題への取り組みとして、都市化の進展が著しい本県の西・中央地域を中心に、埋立処分に依存しないリサイクルシステムによる「環境と調和したまちづくり」を目指し、エコタウンプランを策定しました。このプランを推進することにより、最新の廃棄物処理・リサイクル技術の開発・導入と、これらの新技術を有する環境産業の集積・育成を進め、地域振興を図ります。

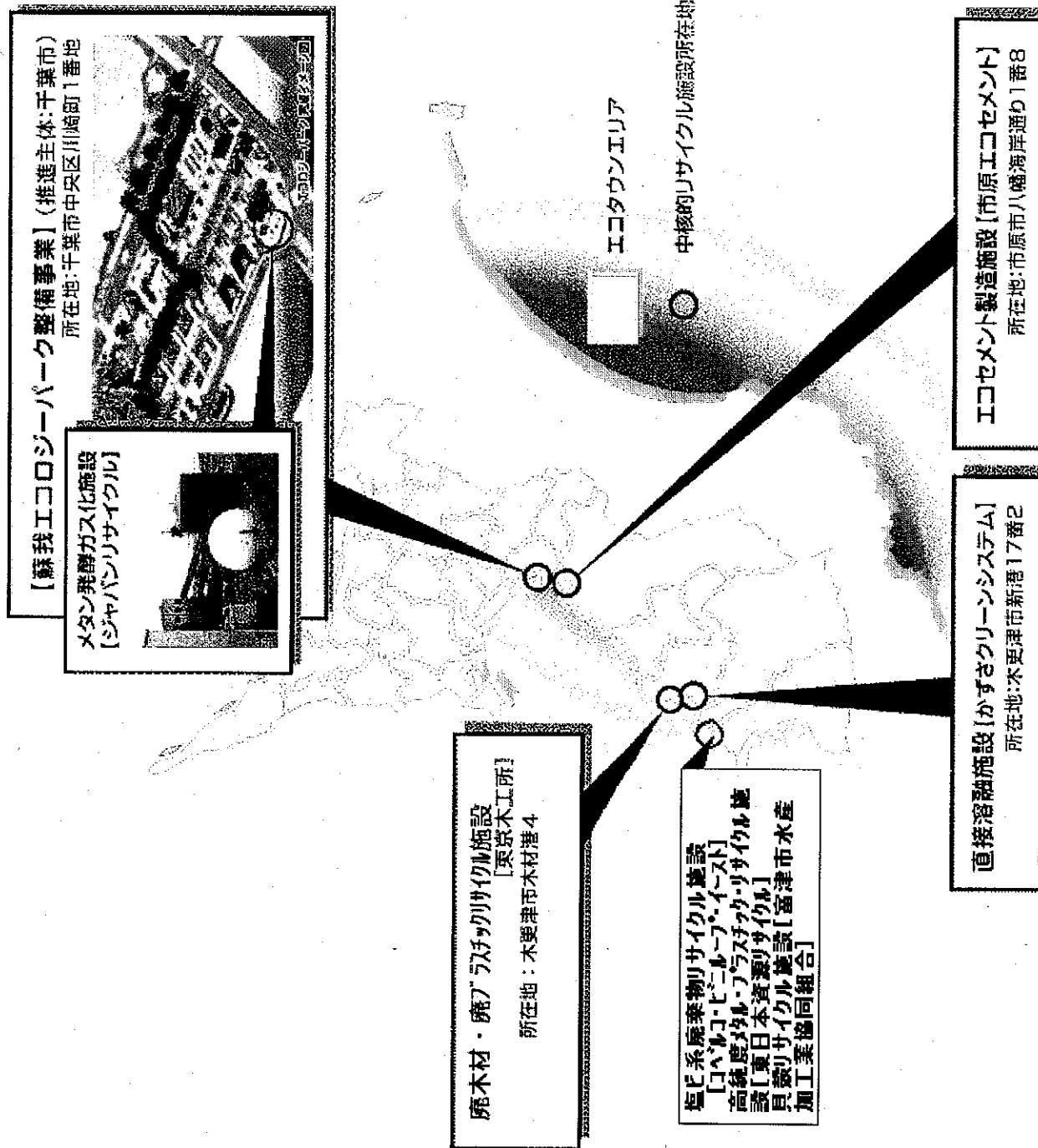
「千葉県西・中央地域エコタウンプラン」とは

本県では、工業化・都市化の特に進んでいる県の西・中央地域を「エコタウンエリア」として位置付け、地域特性を活かしたりサイクル施設を整備することによりゼロエミッション※1を目指す事業計画として、「千葉県西・中央地域におけるエコタウンプラン」を策定し、平成11年1月に国(現経済産業省及び環境省)の承認を受けました。さらに、平成14年9月に千葉市、「蘇我工コロジーパーク整備事業(メタン発酵ガス化施設)」を、平成15年11月に「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設」を、平成16年10月に「塩ビ系廃棄物リサイクル施設」、「高純度メタル・プラスチック・リサイクル施設」

及び「貝殻リサイクル施設」をエコタウン事業として位置付け、変更承認を受けました。

このエコタウンプランでは、「エコセメント製造施設」(市原市)、「直接溶融施設」(木更津市)、「蘇我エコロジーパーク整備事業(メタン発酵ガス化施設)」(千葉市)、「廃木材・廃プラスチックリサイクル施設」(木更津市)、「塩ビ系廃棄物リサイクル施設」(富津市)、「高純度メタル・プラスチック・リサイクル施設」(富津市)、「貝殻リサイクル施設」(富津市)を先導性のある中核的リサイクル施設として位置付けています。
「千葉県資源循環型社会づくり計画」を産業面から支えるため、民間の活力を活用した先進的な新技術によるリサイクル施設の立地を進め、「分散的資源※2の賢い利用」の実現を目指していきます。

※各施設をクリックすると詳細情報が表示されます



相互連携施策

資源循環型社会の構築に向けた21世紀の取組～「千葉県資源循環型社会づくり計画」の策定～

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から資源循環型の社会への転換を進めるため、生活・産業・環境などあらゆる面について見直し、環境と開発の両立を図りながら、豊かな自然環境をよりよいものにして、次の世代に引き継いでいく必要があります。

このため、本県では、豊かな自然や全国有数の産業ポテンシャルを活かしながら、千葉県らしい資源循環型社会づくりを進めるための基本となる計画として、「千葉県資源循環型社会づくり計画」(平成14年10月)を策定しました。

千葉県資源循環型社会づくり計画では、重点的に取り組むことが必要な千葉県らしい“戦略プロジェクト”的として「エコタウン事業の推進」が位置付けられています。

► 千葉県西・中央地域エコタウンプランは[こちらから](#)(PDFファイル[10Kb])

(PDF閲覧ソフト(Adobe Acrobat Reader)のダウンロード)

先頭へ

[TOP] [項目Index] [所属Index]

CHIBA PREFECTURE

〈三重県〉

産業廃棄物税条例の概要

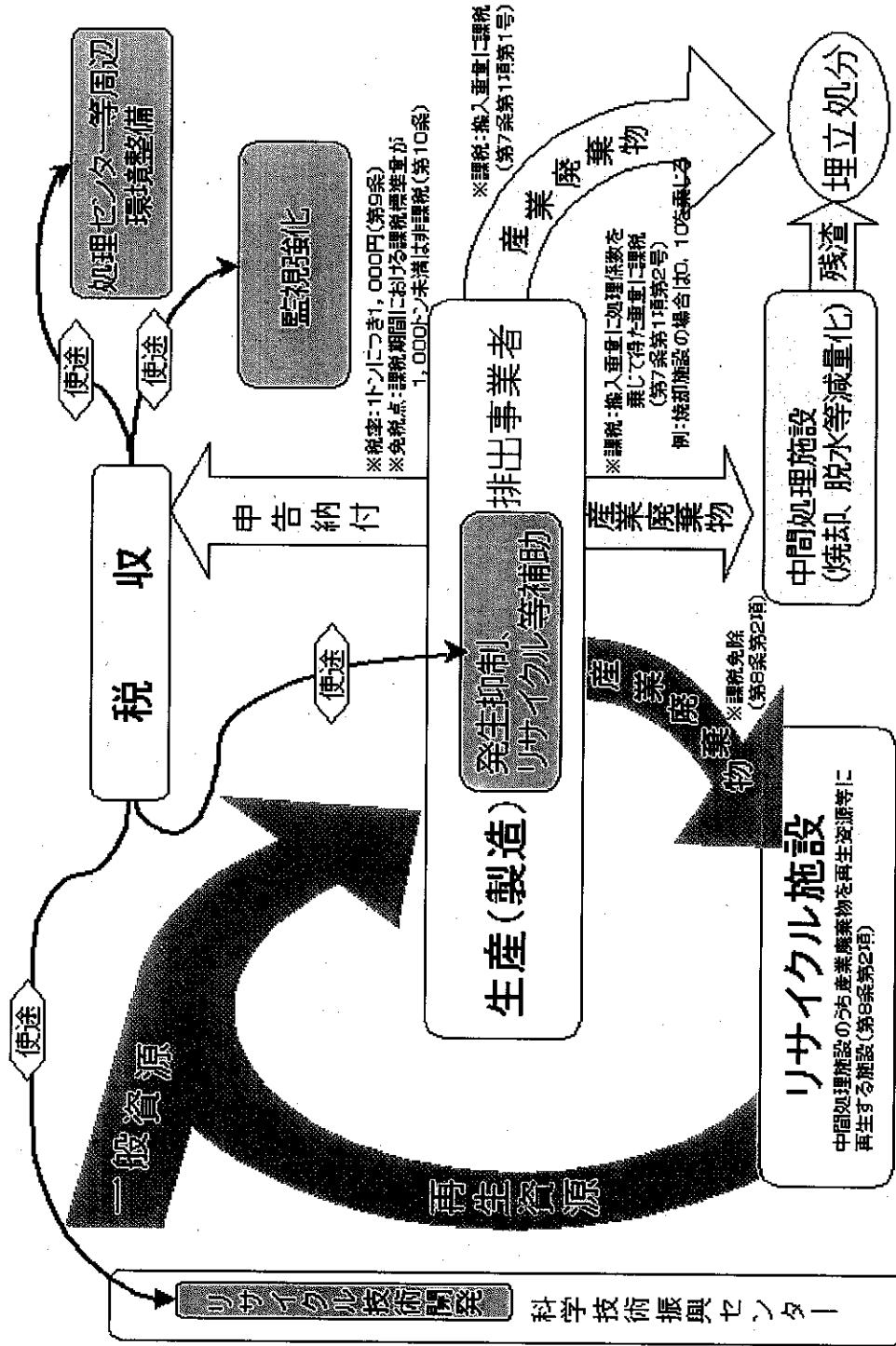
項目

概要

- 1 課税の根拠 地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課す。
 (第1条)
- 2 納税義務者 産業廃棄物を排出する事業者(県内・県外を問わず)
 (第4条)
- 3 課税対象 産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入
 (第4条)
- 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設
 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
- 4 課税標準 1.最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量
 (第7条、第8条)
 2.中間処理施設 " : 当該産業廃棄物の重量に一定の
 処理係数(産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数)を乗
 じて得た重量
 3.再生施設への搬入の場合：課税免除
- 5 税率 1トンにつき1,000円
 (第9条)
- 6 免税点 4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準が
 (第10条) 1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
- 7 徴収方法 申告納付(課税期間終了から7月末まで)
 (第11条、
 第12条)
- 8 用途 産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業
 (第19条) 廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要す
 る費用に充てる。
 - 環境の21世紀に通じる産業活動への支援
 - 産業廃棄物による新たな環境負荷への対策
- 9 施行期日 総務大臣の同意を得た日から起算して1年を越えない範囲内において
 (附則第1項) 規則で定める日から施行する。(平成14年4月1日施行)
- 10 検討 この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済
 (附則第3項) 情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定に
 ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

[戻る](#)

産業廃棄物税のイメージ図



産業廃棄物税の使途について(平成17年度)

1 環境の21世紀に通じる産業活動への支援

○ 産業廃棄物抑制等事業費補助金

県内の産業廃棄物排出事業者等が、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化の研究、技術開発、産業廃棄物を使った製品開発を行う経費の一部を助成

また、県内の産業廃棄物排出事業者等のうち、中小企業者等を対象として、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制・再生・減量化に係る設備機器を設置する経費の一部を助成

○ 企業環境ネットワーク支援事業費

業種の枠を越えた企業間の産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムの構築と、企業が連携することにより再資源化を進めるシステムの構築に対する支援を行う経費

○ 廃棄物の有効・循環活用を目指した研究開発事業費

建築廃材のリサイクル技術の研究開発及び三重県内企業との共同研究により廃棄物等の資源循環を図る研究を行う経費

2 産業廃棄物による新たな環境負荷への対策

○ 廃棄物処理センター適正処理支援等事業費

最終処分場の整備が周辺地域に与える負のイメージを払拭し、処分場周辺地域が環境面でも十分配慮された地域となることを目指した住み良いまちづくりに寄与する事業などを行う経費

3 賦課徴収に係る経費

○ 徴稅費(人件費含む)

産業廃棄物税の適切な賦課徴収を図る経費

戻る